

第9章 環境の保全のための措置

本事業の計画段階で配慮した環境保全措置及び調査・予測の結果に基づき講じる環境保全措置は、表 9-1 に示すとおりである。

表 9-1(1) 環境の保全のための措置の検討結果及びその効果の確実性

項目	環境影響要因	影響	環境の保全のための措置	措置の区分	理由	効果の確実性
大気質	建設機械の稼働	排ガスの排出	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械については、排出ガス対策型の機種の使用に努める。 建設機械のアイドリングストップを徹底する。 建設機械は、計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 建設機械の整備、点検を徹底する。 	低減	建設機械の排ガスによる影響を低減する。	○
	建設機械の稼働・造成等の工事	粉じんの飛散	<ul style="list-style-type: none"> 造成箇所には適宜散水を行い、粉じんの飛散防止を行う。 工事区域出口に洗浄用ホース等を設置し、工事用車両のタイヤに付着した土砂の払落しや場内清掃等を徹底する。 	低減	造成等の工事による粉じんの飛散を低減する。	○
	工事用車両の走行	排ガスの排出	<ul style="list-style-type: none"> 工事用車両は、最新の排出ガス規制適合車の使用に努める。 工事用車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 工事用車両の整備、点検を徹底する。 工事用車両のアイドリングストップを徹底する。 	低減	工事用車両の排ガスによる影響を低減する。	○
	工事用車両の走行	粉じんの飛散	<ul style="list-style-type: none"> 工事区域出口に洗浄用ホース等を設置し、工事用車両のタイヤに付着した土砂の払落しや場内清掃等を徹底する。 	低減	工事用車両による粉じんの飛散を低減する。	○
	施設の稼働	排ガスの排出	<ul style="list-style-type: none"> 進出企業に対し、大気汚染防止法に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて排ガス処理施設の設置等による公害の未然防止に努めるよう要請する。 	低減	施設からの排ガスによる影響を低減する。	○
	関連車両の走行	排ガスの排出	<ul style="list-style-type: none"> 進出企業に対し、最新排出ガス規制適合車の使用に努めるよう要請する。 進出企業に対し、運搬車両及び従業員通勤車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるよう要請する。 進出企業に対し、運搬車両及び従業員通勤車両の整備、点検を徹底するよう要請する。 進出企業に対し、運搬車両及び従業員通勤車両のアイドリングストップを徹底するよう要請する。 進出企業に通勤時の公共交通機関の利用促進、送迎バスの運行等の交通量抑制に努めるよう要請する。 	低減	車両の排ガスによる影響を低減する。	○
悪臭	施設の稼働	悪臭の発生	<ul style="list-style-type: none"> 進出企業に対しては、悪臭防止法に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて脱臭設備を設置するなどの公害の未然防止に努めるよう要請する。 	低減	施設からの悪臭を低減する。	○
騒音	建設機械の稼働	騒音の発生	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械については、低騒音型の建設機械の使用に努める。 建設機械のアイドリングストップを徹底する。 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 建設機械の整備、点検を徹底する。 住居等に近い箇所での工事では、必要に応じて仮囲いの設置等を検討する。 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準及び環境基準に加え騒音規制法の規制基準を遵守する。 	低減	建設機械による騒音を低減する。	○

表 9-1(2) 環境の保全のための措置の検討結果及びその効果の確実性

項目	環境影響要因	影響	環境の保全のための措置	措置の区分	理由	効果の確実性
騒音	工事用車両の走行	騒音の発生	<ul style="list-style-type: none"> 工事用車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 工事用車両の整備、点検を徹底する。 工事用車両のアイドリングストップを徹底する。 	低減	工事用車両による騒音を低減する。	○
	施設の稼働	騒音の発生	<ul style="list-style-type: none"> 進出企業に対し、騒音規制法及び千葉市環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて防音対策の徹底等による公害の未然防止に努めるよう要請する。 進出企業に対し、運搬車両及び従業員通勤車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理を要請する。 進出企業に対し、運搬車両及び従業員通勤車両の整備、点検の徹底を要請する。 進出企業に対し、運搬車両及び従業員通勤車両のアイドリングストップの徹底を要請する。 進出企業に通勤時の公共交通機関の利用促進、送迎バスの運行等の交通量抑制に努めるよう要請する。 	低減	施設からの騒音を低減する。	○
	関連車両の走行	騒音の発生	<ul style="list-style-type: none"> 進出企業に対し、運搬車両及び従業員通勤車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理を要請する。 進出企業に対し、運搬車両及び従業員通勤車両の整備、点検の徹底を要請する。 進出企業に対し、運搬車両及び従業員通勤車両のアイドリングストップの徹底を要請する。 進出企業に通勤時の公共交通機関の利用促進、送迎バスの運行等の交通量抑制に努めるよう要請する。 	低減	車両による騒音を低減する。	○
振動	建設機械の稼働	振動の発生	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械については、低振動型の建設機械の使用に努める。 建設機械のアイドリングストップを徹底する。 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 建設機械の整備、点検を徹底する。 	低減	建設機械による振動を低減する。	○
	工事用車両の走行	振動の発生	<ul style="list-style-type: none"> 工事用車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 工事用車両の整備、点検を徹底する。 工事用車両のアイドリングストップを徹底する。 	低減	工事用車両による振動を低減する。	○
	施設の稼働	振動の発生	<ul style="list-style-type: none"> 進出企業に対し、振動規制法及び千葉市環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて防振対策の徹底等による公害の未然防止に努めるよう要請する。 	低減	施設からの振動を低減する。	○
	関連車両の走行	振動の発生	<ul style="list-style-type: none"> 進出企業に対し、運搬車両及び従業員通勤車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理を要請する。 進出企業に対し、運搬車両及び従業員通勤車両の整備、点検の徹底を要請する。 進出企業に通勤時の公共交通機関の利用促進、送迎バスの運行等の交通量抑制に努めるよう要請する。 	低減	車両による振動を低減する。	○
低周波音	施設の稼働	低周波音の発生	<ul style="list-style-type: none"> 進出企業に対し、各設備機器の堅固な取り付け、適正な維持・管理を行い、低周波音の発生防止に努めるよう要請する。 	低減	施設からの低周波音を低減する。	

表 9-1(3) 環境の保全のための措置の検討結果及びその効果の確実性

項目	環境影響要因	影響	環境の保全のための措置	措置の区分	理由	効果の確実性
水質	造成等の工事	濁水・アルカリ排水の発生	<ul style="list-style-type: none"> 必要沈砂池容量の 42,500m³以上の容量を確保する。 調整池及び仮設沈砂池は適宜浚渫を行い、容量の確保に努めることとする。 コンクリート工事の際は、必要に応じて pH 調整（中和剤の添加等）を行うとともに、現場打設を抑制し、可能な限り二次製品を使用する。 	低減	濁水・アルカリ排水の発生を低減する。	○
水象	造成等の工事	河川流量等の変化	<ul style="list-style-type: none"> 十分な雨水貯留能力を持つ仮設調整地または沈砂池を設置する。 	低減	河川流量等への影響を低減する。	○
	地形改変後の土地、工作物等	水象（河川）の変化	<ul style="list-style-type: none"> 十分な雨水貯留能力を持つ調整地を設置する。 	低減	水象（河川）への影響を低減する。	○
	造成等の工事、地形改変後の土地及び工作物等の存在	水象（地下水）の変化	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り残置森林、造成森林及び広場等の面積を確保し、地下水の涵養に努める。 企業用地について、その造成にあたり盛土を行わない区画については、雨水浸透施設等の設置を推進する。 技術的な基準及び関係各課との合意形成をした上で、雨水浸透枠及び浸透側溝、透水性舗装を整備することについて検討する。 	低減	水象（河川）への影響を低減する。	○
	造成等の工事、地形改変後の土地及び工作物等の存在	水辺環境の変化	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域東側から北側にかけて、土水路が存在する谷津田部を対象事業実施区域から除外する。 	低減	水辺環境への影響を低減する。	○
地形・地質	造成等の工事、地形改変後の土地及び工作物等の存在	現況地形の変化	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の計画・設計にあたっては、谷津田の区域を対象事業実施区域から除外することを含め、掘削量と改変面積をできる限り抑える計画とする。 	低減	現況地形への影響を低減する。	○
	造成等の工事、地形改変後の土地及び工作物等の存在	注目すべき地形・地質等の変化	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の計画・設計にあたっては、注目すべき地形である谷津田の区域を対象事業実施区域から除外する。 	回避	注目すべき地形・地質等への影響を低減する。	○
土壤（表土）	造成等の工事、地形改変後の土地及び工作物等の存在	植物の生育状況の変化	<ul style="list-style-type: none"> 盛土材料には切土発生土を用いる。 地盤改良を行う際には、緑化等の整備に影響を与えない深度、もしくは、地盤改良後は影響を与えないような覆土厚を確保するなど影響の低減に努める。 	低減	植物の生育状況への影響を低減する。	○
日照阻害	施設の存在	日照阻害の発生	<ul style="list-style-type: none"> 日影による住居への影響が低減されるよう、進出企業に対して、施設の高さ及び配置等に配慮を要請する。 	低減	日照阻害を低減する。	○

表 9-1(4) 環境の保全のための措置の検討結果及びその効果の確実性

項目	環境影響要因	影響	環境の保全のための措置	措置の区分	理由	効果の確実性
電波障害	施設の存在	電波障害の発生	<ul style="list-style-type: none"> 電波障害の発生が低減されるよう、進出企業に対して、施設の高さ及び配置等に配慮するよう要請する。 事業実施後に建築物の影響における電波障害が発生した場合には、電波障害の状況に応じて共同受信施設の設置、またはケーブルテレビや光ケーブルへの加入等の適切な措置を講じる。 	低減	電波障害を低減する。	○
植物	工事、地形改変後の土地及び工作物等の存在	自然環境、注目すべき種、群落、植物相及び植生全般への影響	<p>【工事による影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> 残置森林は、出来る限り対象事業実施区域周辺の森林と連続性を確保するように配置することで、対象事業実施区域周辺に生育する植物への影響（微気候の変化等の影響）を低減する。 対象事業実施区域東側の谷津を改変する前に付け替え水路の設置などを検討し、上流の谷津から北側の谷津田へ流れる水量を維持する。 作業員に対して保全すべき種の生息地への立ち入りを制限する等の指導を徹底することにより、人為的な攪乱による影響を低減する。 工事時間は原則として8時～18時とすることで照明の使用を極力減らし、光環境の変化を低減する。 <p>【存在・供用による影響（地形改変後の土地及び工作物等の存在による影響）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 谷津田環境のうち、改変を避けられない範囲については、産業用地としての活用は行わず、造成森林又は広場を整備する計画とすることで、谷津田、谷津環境と連続性のある自然環境の復元に努める。 造成森林や広場等の植栽樹種は、現存植生の構成種を考慮し選定する。 調整池の底面は土のままでし、低水深部などでの水生植物等の回復を促す。 企業用地について、その造成にあたり盛土を行わない区画については、雨水浸透施設の設置を推進することで、地下水涵養量及び湧水量への影響を低減する。 接続道路の法面等の緑化に努めることで、周辺の環境との連続性や景観に配慮する。 <p>さらに、上記の措置を講じても改変率が高い注目すべき種10種については、消失する個体を対象に移植を実施して個体の保護を図る、代償措置を講じる計画とした。</p>	低減 代償	植物への影響を低減・代償する。	△

表 9-1(5) 環境の保全のための措置の検討結果及びその効果の確実性

項目	環境影響要因	影響	環境の保全のための措置	措置の区分	理由	効果の確実性
動物	工事、地形改变後の土地及び工作物等の存在	自然環境、注目すべき種、生息地、動物相全般への影響	<p>【工事による影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事を複数の工区に分ける等、段階的に実施することで、対象事業実施区域外への逃避を可能とするための施工を実施する。 ・残置森林は、出来る限り対象事業実施区域周辺の森林と連続性を確保するように配置することで、動物の移動経路を確保する。 ・工事用車両の走行ルートに動物の横断の可能性を示す看板等を設置し、ロードキル防止に努める。 ・建設機械については、低騒音・低振動型の建設機械の使用に努める等の措置を講じる。 ・浮遊物質量 (SS) の濃度を現況の最大値と同等とする沈砂池の容量を確保する、必要に応じてpH調整（中和剤の添加等）を行うとともに、現場打設を抑制し、可能な限り二次製品を使用する。 ・対象事業実施区域東側の谷津を改变する前に付け替え水路の設置などを検討し、上流の谷津から北側の谷津田へ流れる水量を維持する。 ・作業員に対して保全すべき種の生息地への立ち入りを制限する等の指導を徹底することにより、人為的な攪乱による影響を低減する。 ・工事時間は原則として8時～18時とすることで照明の使用を極力減らし、光環境の変化を低減する。 ・サシバの繁殖期中に営巣地周辺での工事を実施する際は、工事工程を調整して本種の工事に対する馴化期間を設ける等の措置を実施することにより、本種の繁殖への影響を低減する。 <p>【存在・供用による影響（地形改变後の土地及び工作物等の存在による影響）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・谷津田環境のうち、改変を避けられない範囲については、産業用地としての活用は行わず、造成森林又は緑地を整備する計画とすることで、谷津田、谷津環境と連続性のある樹林環境の復元に努める。 ・残置森林は、出来る限り対象事業実施区域周辺の森林と連続性を確保するように配置することで、対象事業実施区域周辺に生息する動物への影響（産業活動における騒音等の間接的な影響及び移動経路への影響）を低減する。 ・造成森林や広場等の植栽樹種は、現存植生の構成種を考慮し選定する。 ・調整池の底面は土のままでし、低水深部などでの水生植物等の回復を促す。 ・企業用地について、その造成にあたり盛土を行わない区画については、雨水浸透施設の設置を推進することで、地下水涵養量及び湧水量への影響を低減する。 	低減	動物への影響を低減する。	△

表 9-1(6) 環境の保全のための措置の検討結果及びその効果の確実性

項目	環境影響要因	影響	環境の保全のための措置	措置の区分	理由	効果の確実性
水生生物	工事、地形改変後の土地及び工作物等の存在	自然環境、注目すべき種、水生生物相全般への影響	<p>【工事による影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浮遊物質量 (SS) の濃度を現況の最大値と同等とする沈砂池の容量を確保する、必要に応じて pH 調整（中和剤の添加等）を行うとともに、現場打設を抑制し、可能な限り二次製品を使用する。 ・対象事業実施区域東側の谷津を改変する前に付け替え水路の設置などを検討し、上流の谷津から北側の谷津田へ流れる水量を維持する。 <p>【存在・供用による影響（地形改変後の土地及び工作物等の存在による影響）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・谷津田環境のうち、改変を避けられない範囲については、産業用地としての活用は行わず、造成森林又は緑地を整備する計画とすることで、谷津田、谷津環境と連続性のある樹林環境の復元に努める。 ・調整池の底面は土のままでし、低水深部などでの水生植物等の回復を促す。 ・企業用地について、その造成にあたり盛土を行わない区画については、雨水浸透施設の設置を推進することで、地下水涵養量及び湧水量への影響を低減する。 	低減	水生生物への影響を低減する。	△

表 9-1(7) 環境の保全のための措置の検討結果及びその効果の確実性

項目	環境影響要因	影響	環境の保全のための措置	措置の区分	理由	効果の確実性
生態系	工事、地形改变後の土地及び工作物等の存在	生態系への影響	<p>【工事による影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事を複数の工区に分ける等、段階的に実施することで、対象事業実施区域外への逃避を可能とするための施工を実施する。 ・残置森林は、出来る限り対象事業実施区域周辺の森林と連続性を確保するように配置することで、注目種の移動経路を確保する。 ・工事用車両の走行ルートに注目種の横断の可能性を示す看板等を設置し、ロードキル防止に努める。 ・建設機械については、低騒音・低振動型の建設機械の使用に努める等の措置を講じる。 ・浮遊物質量 (SS) の濃度を現況の最大値と同等とする沈砂池の容量を確保する、必要に応じてpH調整（中和剤の添加等）を行うとともに、現場打設を抑制し、可能な限り二次製品を使用する。 ・対象事業実施区域東側の谷津を改变する前に付け替え水路の設置などを検討し、上流の谷津から北側の谷津田へ流れる水量を維持する。 ・作業員に対して注目種の生息地への立ち入りを制限する等の指導を徹底することにより、人為的な攪乱による影響を低減する。 ・工事時間は原則として8時～18時とすることで照明の使用を極力減らし、光環境の変化を低減する。 <p>【存在・供用による影響（地形改变後の土地及び工作物等の存在による影響）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・谷津田環境のうち、改変を避けられない範囲については、産業用地としての活用は行わず、造成森林又は緑地を整備する計画とすることで、谷津田、谷津環境と連続性のある樹林環境の復元に努める。 ・残置森林は、出来る限り対象事業実施区域周辺の森林と連続性を確保するように配置することで、対象事業実施区域周辺に生息する注目種への影響（産業活動における騒音等の間接的な影響及び移動経路への影響）を低減する。 ・造成森林や広場等の植栽樹種は、現存植生の構成種を考慮し選定する。 ・調整池の底面は土のままでし、低水深部などの水生植物等の回復を促す。 ・企業用地について、その造成にあたり盛土を行わない区画については、雨水浸透施設の設置を推進することで、地下水涵養量及び湧水量への影響を低減する。 	低減	生態系への影響を低減する。	△

表 9-1(8) 環境の保全のための措置の検討結果及びその効果の確実性

項目	環境影響要因	影響	環境の保全のための措置	措置の区分	理由	効果の確実性
景観	造成等の工事、地形改变後の土地及び工作物等の存在	景観資源への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・景観資源の調査地点は、対象事業実施区域の北側に近接し、谷状の地形に田畠や雑木林、水路が残る里山的な景観を有している。千葉市が「ふるさとの原風景」として保全を進めている地区であり、景観資源としての価値が高いことから、その保全に配慮し、事業計画の見直しにより当該谷津田区域は事業実施区域から除外した。 	低減	景観資源への影響を低減する。	○
	工作物等の存在	景観資源、眺望地点、眺望景観	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地帯を設置し、新たな緑地景観の創造に努める。 ・進出企業に対し、宅地内に緩衝緑地の設置等、景観への影響の緩和に努めるよう要請する。 ・進出企業に対し、計画建物には周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう要請する。 ・進出企業に対して、計画建物の配置、大きさや形状等は周囲の景観との調和に配慮するよう要請する。 	低減	景観資源、眺望地点及び眺望景観への影響を低減する。	○
ふれあい活動の場	建設機械の稼働、工事用車両の走行、造成等の工事	ふれあい活動の場の利用環境・交通手段への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 ・工事用車両の走行によりふれあい活動の場の利用を妨げないとともに、利便性の向上に資するよう、計画区域内に緑地及び道路等を整備する。また、必要に応じて交通誘導員の配置等の安全対策を実施する。 ・造成箇所や工事用車両が走行する仮設道路には、粉じんが飛散しないように、必要に応じて散水を行う。 ・工事用車両のアイドリングストップを徹底する。 	低減	ふれあい活動の場への影響を低減する。	○
	地形改变後の土地、工作物等の存在、関連車両の走行	ふれあい活動の場の利用環境・交通手段への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・進出企業に対し、運搬車両及び従業員通勤車両による出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理を要請する。 ・進出企業に対し、通勤時の公共交通機関の利用促進、送迎バスの運行等の交通量抑制に努めるよう要請する。 ・関連車両によりふれあい活動の場の利用を妨げないとともに、利便性の向上に資するよう、計画区域内に緑地及び道路等を整備する。また、必要に応じて交通誘導員の配置等の安全対策を実施するよう要請する。 	低減	ふれあい活動の場への影響を低減する。	○
文化財	造成等の工事、地形改变後の土地及び工作物等の存在	埋蔵文化財包蔵地への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・地下部の改変を極力回避した造成計画とする。 ・千葉市の教育委員会と連携しつつ、文化財の保護上必要な措置を講じるものとする。 ・対象事業実施区域内で新たに埋蔵文化財が確認された場合には、文化財保護法等の関連法令及び千葉市の環境基本計画等における歴史的・文化的環境の保全の方針に基づき、関係機関と協議の上、適切に対処する。 	回避低減	埋蔵文化財包蔵地への影響を回避・低減する。	○
地域分断	地形改变後の土地及び工作物等の存在	地域分断の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県道 131 号（土気停車場千葉中線）の対象事業実施区域に、北西側から関係車両がアクセスできる道路を新設することにより、既存の生活道路への影響の低減に努める。 	低減	地域分断を低減する。	○

表 9-1(9) 環境の保全のための措置の検討結果及びその効果の確実性

項目	環境影響要因	影響	環境の保全のための措置	措置の区分	理由	効果の確実性
廃棄物等	造成等の工事	廃棄物の発生、有効利用等	・造成等の工事に伴う廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理する。	低減	廃棄物の排出を抑制する。	○
	造成等の工事	残土の発生	・工事中における残土は、対象事業実施区域内で再利用等を図る。 ・対象事業実施区域内で再利用できない場合は、残土受入業者へ搬出し、再利用を図る。	低減	残土の発生を抑制する。	○
	施設の稼働	廃棄物の発生、有効利用等	・施設の稼働に伴い発生する廃棄物等については、進出企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進など、適正に処理するよう要請する。	低減	廃棄物の発生を抑制する。	○
温室効果ガス等	建設機械の稼働	温室効果ガス等の排出	・建設機械のアイドリングストップを徹底する。 ・建設機械は、計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 ・建設機械は、低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械の使用に努める。 ・建設機械の整備、点検を徹底する。	低減	温室効果ガス等の排出を抑制する。	○
	工事用車両の走行	温室効果ガス等の排出	・工事用車両の計画的かつ効率的な運用計画を検討し、搬出入が集中しないよう努める。 ・工事用車両のアイドリングストップを徹底する。(エコドライブ実施率80%以上を目標とする。) ・工事用車両の走行時には、交通法規の遵守と不必要的空ふかしは行わないよう徹底する。 ・工事用車両の整備、点検を徹底する。 ・通勤にあたっては、できる限り公共交通機関を利用するよう、進出企業や工事業者に要請する。	低減	温室効果ガス等の排出を抑制する。	○
	造成等の工事	温室効果ガス等の排出	・造成等の工事に伴う森林を極力保全する計画とする。 ・対象事業実施区域内に緩衝緑地帯を配置し新たな緑地を整備するとともに、進出企業においても積極的な緑化を促し、二酸化炭素の吸収に努めるよう要請する。	低減	温室効果ガス等の排出を抑制する。	○
	施設の稼働	温室効果ガス等の排出	・進出企業に対し、各種法令、ガイドライン等に基づき適正に対策を施し、温室効果ガスの削減に努めるよう要請する。 ・対象事業実施区域内に緑地を配置するとともに、進出企業においても積極的な緑化を促し、二酸化炭素の吸収に努めるよう要請する。	低減	温室効果ガス等の排出を抑制する。	○
	関連車両の走行	温室効果ガス等の排出	・関連車両のアイドリングストップを徹底するよう、進出企業に要請する。 ・関連車両の走行時には、交通法規の遵守と不必要的空ふかしは行わないよう、進出企業に要請する。 ・通勤にあたっては、できる限り公共交通機関を利用するよう、進出企業に要請する。	低減	温室効果ガス等の排出を抑制する。	○

注：効果の不確実性は、以下に示すとおり。

○：保全措置の効果に不確実性を伴わない。 △：保全措置の効果に不確実性を伴う。